

一般社団法人神奈川大学宮陵会代議員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川大学宮陵会の定款第11条の規定に基づき、代議員選任に関し必要な事項を定める。

(選挙)

第2条 代議員は正会員の中から選出されるものとする。

(定数)

第3条 代議員の定数は、定款第11条第1項の規定に基づいて、概ね正会員300人に1人とし、端数の取り扱いは、理事会で定める。

2 選挙が行われる年度当初の正会員数により、定数を決定する。

(任期)

第4条 代議員の任期は、定款第11条第5項により、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

(選挙管理委員会)

第5条 代議員選挙は、別に定める代議員・役員選挙管理委員会規程に基づいて選挙管理委員会が管理する。

(選挙人・被選挙人の資格)

第6条 選挙人資格を有する者及び被選挙人の資格を有する者は、公示の日において正会員であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、選挙管理委員会が定める特定の期日までに会費を納入する、又は住所変更の手続きを行うこと等により、選挙人資格を有する者及び被選挙人の資格を有する者とみなすことができるものとする。

(代議員候補者)

第7条 代議員になることを希望する者は、立候補届を所定の期日までに選挙管理委員会に提出し候補者になることができる。立候補には、2名の選挙人の推薦を要する。

2 推薦人は、立候補することができない。立候補者の推薦は、3名までとする。

3 第8条に定める代議員候補者推薦委員会により推薦され、被推薦選挙人の同意を得た者を推薦候補者とする。

4 第1項に定める立候補者及び前項に定める推薦候補者をもって代議員候補者とする。

5 立候補届その他必要事項は、選挙管理委員会が定める。

(代議員候補者推薦委員会)

第8条 代議員推薦候補者を選出するために、代議員候補者推薦委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 理事会は、委員会の委員5名を正会員から任命し、会長が委嘱する。任期は、2年間とする。

3 委員会は、委員長が招集し、議長となる。委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員会の議事は委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

5 委員は、代議員選挙に立候補し、または立候補者の推薦人になることができない。

6 委員会は、選挙管理委員会が指定する期日までに、推薦候補者名簿を提出しなければならない。

(選出の方法)

第9条 代議員候補者が定数を超える場合は、代議員選出の選挙を行う。選挙はすべての候補者に対する投票をもって行う。投票にあたっては、代議員候補者名簿で信任しない候補者について、その欄に印を記入する。不信任の得票が少ない順に定数までを当選者とする。

2 代議員候補者が定数を超えない場合は、投票を行わない。代議員候補者をもって当選者とする。

(結果の公示)

第10条 選挙管理委員会委員長は、選挙の結果を正会員に公示しなければならない。

2 公示の方法はホームページに掲載する。

(補充)

第11条 代議員に欠員が生じた場合、代議員総数が定数の3分の2以上ある場合には、補充しない。

2 代議員総数が定数の3分の2未満となる場合には、補充選挙を行うことができる。補充選挙の実施については、理事会が決定する。

3 補充選挙による代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

ただし、平成24年5月に開催される社団法人宮陵会総会にて本規程が承認された場合は、一般法人の設立の登記の日までに本規程による代議員選挙を予め実施し、選出された代議員当選者を本規程施行後の代議員とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月5日から施行する。